

安定ヨウ素剤の分散配置について（案）

平成 18 年 1 1 月

柏 崎 市

複合災害を考慮し、安定ヨウ素剤を下記により分散配置する方向で県と協議を進めている。

- ・避難所・退避所等に指定されている柏崎市内の小中学校 39 箇所安定ヨウ素剤を分散配置する。
- ・併せて、迅速なヨウ素剤服用と避難を優先させる児童生徒（投与できない服用除外者）を把握するため、小中学生に対してヨウ素過敏症等の検診を実施する。

1 分散配置の趣旨

原子力発電所の事故の場合、一般的には放射性ヨウ素が放出されるまでには時間的な余裕があり、住民の安全を考慮して住民対応を先行的に行うため、現在の安定ヨウ素剤の配置でも必要な避難所、避難所等への運搬は十分対応可能と考える。

しかし、複合災害時には、例えば、道路が寸断されるなど安定ヨウ素剤の運搬が困難になる場合も想定されることから、安全に保管管理できる場所での分散配置を検討した。その結果、指定避難・退避所であり、かつ安定ヨウ素剤を安全に保管管理できる小中学校が適当であるとして配置するもの。

なお、安定ヨウ素剤は医薬品であり、薬事法により行政として各戸配布はできない。

2 配置状況

- ・丸薬：市役所（4.6 万）、消防本部（4.6 万）、刈羽村（1 万）、西山町事務所（1 万）、柏崎地域振興局（5.6 万）、長岡地域振興局（5.6 万）、計 16.8 万錠（7 才以上 40 才未満の人口の 3 日分）
- ・原薬：7 才未満の内服用として原薬 500 g 入り 2 瓶を長岡地域振興局に配置（他に注射用水、単シロップ、調整機器も）

3 安定ヨウ素剤の服用目的と効果

原子力発電所の事故の際に考慮すべき放射性物質は、防災指針によれば、クリプトンやキセノンなどの希ガスと揮発性の高い放射性ヨウ素である。

事故により放出された放射性ヨウ素が体内に取り込まれた場合、甲状腺に集まり、放射線被ばくにより甲状腺がんなどを発生させる可能性がある。安定ヨウ素剤を予防的に服用することにより、放射性ヨウ素が甲状腺に集まることを防ぐことができるため、甲状腺への放射線被ばくを阻止・低減させる効果がある。このため、放射性ヨウ素により一定以上被ばくする恐れがある場合に服用するもの。

4 安定ヨウ素剤の予防服用

- ・服用対象者：40 才未満（40 才以上は被ばくによる甲状腺がんのリスクが認められないことから除

外)。

- ・服用対象除外者：40才以上の者、ヨウ素過敏症など重い副作用が発生する恐れのある者。
- ・放射線の影響を受けやすい新生児、乳幼児や妊婦の服用を優先。
- ・服用回数は原則1回（効果は1日持続）、2日目に服用が必要な状況では避難を優先。
- ・7才以上は丸薬、7才未満は内服液を服用。それぞれ、年齢により服用量が定められている。

5 安定ヨウ素剤服用の流れ

- ①ヨウ素剤が必要と見込まれる場合、保管してあるヨウ素剤を必要な退避所・避難所等へ県又は市が搬送
- ②国対策本部又は県対策本部において安定ヨウ素剤服用を指示
- ③避難・退避所等において服用の目的や副作用を説明し、対象者に問診調査を実施
- ④ヨウ素剤過敏症等の服用除外者を把握し、避難させる
- ⑤若年者、特に新生児、乳幼児や妊婦の服用を優先
- ⑥年齢に応じて定められた服用量を服用させる。乳幼児は内服薬を調整して服用させる
- ⑦服用、副作用等に備え、医師、保健師、薬剤師等を派遣しておくことが望ましい
- ⑧万一、副作用が出た場合は医師の指示を仰ぐ

6 ヨウ素剤保管管理上の注意（丸薬）

- ・使用期限は3年、従って3年毎に更新する必要がある。
- ・保管に当たっては、室温、遮光した気密容器に保管。開封後は湿気を避ける。
- ・医薬品である。

7 配置箇所：小中学校（39校）

- ・小中学校は集合場所、退避所、避難所に指定されており、場所も市内要所に配置。
- ・医薬品に対する知識のある養護教諭を配置している。
- ・カギのかかる場所での責任を持った厳重な保管管理が可能。

8 配置数量：各小中学校の退避・避難計画人数分の内、対象年齢（7～39才）の1回分を1箱（1,000錠）単位で配置

- ・必要数は58,000錠で全備蓄数168,000錠の1／3。

9 保管管理方法

- ・カギのかかる小保管庫に入れ、さらにカギのかかるロッカーや金庫に保管する。
- ・管理マニュアルを作成し、学校に管理責任者を置く。
- ・市と管理責任者間で確認書を交わす。

10 ヨウ素剤過敏症等の事前検診

- ・小中学校への分散配置に合わせて放射線の影響を受けやすい小中学生の内、避難を優先させる児童生徒（投与できない服用除外者）を把握するため、ヨウ素剤過敏症等について事前検診を実施する。
- ・具体的には、小中学校入学時の学校検診において甲状腺異常及び過敏症等の有無をチェック、併せて緊急時の服用について保護者の同意を得る。
- ・投与できない児童生徒（過敏症等の者）の名簿はヨウ素剤と一緒に保管する。

11 服用

- ・服用は国又は県の服用指示による。
- ・服用の際に医師等の派遣があった際には、投与できない児童生徒の情報を提供する。
- ・投与できない児童生徒は避難を優先させる。

12 他の退避避難施設への配置

- ・他の学校についても保管管理上問題はない。配置は県や学校法人の判断による。
- ・その他の集会場、コミセンなどの公共施設等は保管管理上十分な対応が取れないので配置しない。
- ・保育園は市の車両等での避難を優先する。

13 その他

- ・個人での購入希望に配慮するため、販売店の確保について市薬剤師会の協力を求める。

14 参考

○他地点での分散配置状況

- ・東海村：保育所、幼稚園、小・中・高校、コミセンにJCO事故後に村独自で配置。配置数はコミセンは利用人数等を考慮、学校等は児童・生徒・教員数分。服用は国・県本部の指示による。事前に過敏症等のチェックは行っていない。
- ・愛媛県：平成17年から10km圏内の小・中・高校に分散配置。数は児童・生徒・教員数分。服用は国・県本部の指示による。事前に過敏症等のチェックは行っていない。